

市営住宅管理の制度改革等について

管理グループ

1 家賃等の減免制度の改正（敷地崩落等による避難者の追加）

- ・「敷地の崩落や陥没により、市からの避難の要請により入居住宅から避難をした者」を家賃及び駐車場使用料の減免の対象に追加したもの
- ・浜松市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予取扱要綱の改正（令和3年10月1日から施行、8月1日から適用）

2 入居承継の取扱い（中学生以下の者と同居する者を追加）

- ・入居承継ができないことにより、中学生以下の者がやむなく学区変更をせざるをえない状況をなくすため、中学生以下の者と同居する者については入居承継可とした。

・入居承継基準

同居者である配偶者あるいは婚姻関係者等又は高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者（同居の期間が1年以上の者。ただし、入居者の当初入居時からの同居親族を除く。）である場合、または、効率的かつ効果的な管理を行うため特に入居を促進する必要と市長が認める公営住宅に入居している者である場合（鷲の宮 3F 以上、中田島 2F 以上、田組西 2F 以上など 5 団地 1, 281 戸）

⇒特に居住の安定を図る必要がある者

- ① 60歳以上の者
- ② 身体障害のある者（1～4級）
- ③ 精神障害を有している者（1～3級）
- ④ 知的障害を有している者（精神障害を有している方の障害の程度と同等）
- ⑤ 戦傷病者手帳を有している者（特別項症～第6項症、または第1款症の者）
- ⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受けている者
- ⑦ 生活保護又は中国残留邦人等の方々に対する支給支援を受けている者
- ⑧ 入居承継の承認を受けたい者又は同居者が疾病等により引き続き現住戸に住み続けることが望ましいと医師等に診断された者。
- ⑨ 中学生以下の者と同居している者

3 新規駐車場（今切団地：西区舞阪町）

- ・令和2年度の自治会からの集会所返還により、集会所を解体し、新たに駐車場を整備。29区画、月1,500円、12月1日から利用開始

4 特別な事由による2台目駐車場の利用許可

- ・原則1住戸に1台分を確保できることを前提に、市長が特別な事由があると認める場合は、許可期間を定めて1住戸につき2駐車区画とすることができることとするもの。
- ・浜松市営住宅駐車場の管理に関する要綱の改正（令和3年12月1日から施行）